

第5章 文化財の保存又は活用に関する事項

1 市全体に関する事項

(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の方針

市内全域には国・県指定文化財及び市指定文化財として総数114件（令和4年12月現在）が存在している。有形文化財・有形の民俗文化財のうち文化財の指定がなされているものは太宰府天満宮・竈門神社・観世音寺・戒壇院・九州国立博物館・福岡県・自治会及び個人で所有もしくは管理され、その多くは国もしくは県指定の文化財である。

有形文化財（建造物）は、国指定4件、県指定5件、市指定4件の計13件あり、宗教法人所有がほとんどであるが原則公開されている。確実な保護のため現状の調査・診断を進め、所有者・管理者などとの協議のもと保存活用計画を策定するなど、計画的な保存修理に努める。また、維持管理について所有者負担が軽減されるような持続可能な保護策を検討する。

有形文化財（美術工芸品）は、国指定30件、県指定21件、市指定19件の計70件あり、市もしくは宗教法人が所有するものが多い。市は所有者や管理者と定期的に連絡を取り、文化財や管理状況の現状確認に努める。

記念物は、市もしくは宗教法人が管理団体となって保存管理を行っているものがほとんどである。特に史跡は8件（特別史跡3件、史跡5件）、面積は約486haであり、市の面積の16.4%を占めている。そのうち約69.6%を公有化して管理し、現在は特別史跡水城跡と大野城跡の保存整備事業が実施されている。これら史跡の保存活用計画については、大宰府跡と宝満山が策定済みであり、それぞれの計画に基づき保存活用を進めていく。さらに大宰府跡の再整備や蔵司跡の整備活用、御笠川で分断された水城跡の回遊性を持たせた再整備について検討していく。その他の史跡についても順次保存活用計画を策定し適切な保存活用の推進に努める。

民俗文化財は、有形の民俗文化財3件（県指定2件、市指定1件）、無形の民俗文化財3件（県指定3件）である。太宰府天満宮神幸行事、鬼すべ、竹の曲たけ はやしといった無形民俗文化財は、詳細な調査が未実施なものもあり、保存団体などと連携して記録作成を行い、市民に対する普及啓発を実施するなど保存継承に努める。

未指定の文化財は、文化財の現状を把握し、保護が必要なものや緊急を要するものから調査を行い、文化財の指定や登録などの保護措置を講じる。指定に至らない文化財についても、市民が大切にしたいと思うものについては、市民遺産など社会総がかりで活動を支援する取り組みを実施していく。地域の伝統行事等については、実態調査を実施し、地域コミュニティの変化を見定めながら伝統文化の保存継承の手法について検討する。また、歴史的風致の維持向上に資する建造物は、歴史的風致形成建造物候補とする。そして、調査などで歴史的価値が明らかになった歴史的建造物は、本計画に基づく歴史的風致形成建

造物の指定などを行い、保存・活用を図るとともに、住民・来訪者向けに周知を図る。

文化財の調査について、埋蔵文化財の緊急発掘調査が通年複数個所で実施されており、今後も現場説明会などを通じて地域の歴史文化の普及活動を行う。また、その他の文化財については、多くの市民ボランティアとともに総合的に把握・調査の活動を展開し、太宰府市民遺産活用推進計画にある文化遺産情報を市ホームページで公開し、身近な文化財(文化遺産)の周知化と市民の見守る意識を育てていく。また、文化財とその周辺環境を保存活用するため、文化財保存活用地域計画を実践し、「令和発祥の都にふさわしい大太宰府構想」のもと、教育・学習、調査・継承、歴史的景観・環境の保全、防災・防犯、情報発信、観光・産業、その他の分野との連携を図り、住まう人も訪れる人もともに誇りを抱き、^{よろこ}喜びを分かち合える世界に冠たる令和の都太宰府の実現への^{しょうか}昇華に向け、官民連携による文化遺産の保存と先進的多用途活用の推進を図る。

(2) 文化財の修理(整備)に関する方針

文化財の修理について、所有者や管理者は日常的に管理・点検を行い、損傷の早期発見に努め適切な保存を図る。災害に対する復旧・修理は、文化庁や福岡県教育委員会などの関係機関、部局と連携して実施する。さらに経年変化による傷みが目立つ場合は、調査などにに基づき計画的な修理を実施する。そして、文化財の修理や整備の実施にあたっては、文化財保護法が定める現状変更許可などの法令を順守し、文化財の価値を損なわないよう所有者などに適切な助言を行うとともに、修理のための必要な支援措置を講ずる。必要に応じて文化財専門委員会など専門家の意見を伺いながら、調査に基づいた適切な方法による修理や整備を行っていく。修理状況が公開できるものは、説明会などの機会を設け積極的に公開し、修理技術などの市民への普及啓発を図る。

未指定文化財の修理は、必要に応じて調査などを実施し、価値を毀損することがないよう所有者・管理者との連携を密にする。また今後、所有者・管理者に対する支援のあり方について検討する。

また、文化財の保存に必要な文化財保存技術について、市内の状況を踏まえ、必要に応じて保護策を検討する。

(3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針

太宰府市には、昭和46年(1971)に史跡整備が開始された大宰府政庁跡や、九州自然歩道として整備活用が図られている宝満山などがあり、それらは一般に広く公開されており、歴史の「生」資料に触れることができる史跡である。また、文化財の保存・活用の拠点施設として、九州国立博物館をはじめ、特別史跡大宰府跡に設置されている大宰府展示館、特別史跡水城跡の便益施設兼ガイダンス施設の水城館、歴史の散歩道の中核施設である太宰府市文化ふれあい館が設けられている。観世音寺には昭和34年(1959)に宝蔵が建設され金堂・講堂から諸仏が移され公開されている。太宰府天満宮では平成4年(1992)に文

化研究所を併設し建て替えられた宝物殿で社宝が保存・公開されている。これらの施設のうち一部の施設については、設置から時間を経て老朽化してきている上に、バリアフリー化をはじめとするユニバーサルデザイン化が著しく立ち遅れている。よって、効果的な文化財の保存・活用を図るため施設の修理や整備などの検討及び実施や支援を行う。

また、大宰府関連史跡の総合的な調査研究・公開活用場である九州歴史資料館が平成22年(2010)7月に市外へ移転したこともあり、九州国立博物館や九州歴史資料館のほか、市内の文化財関係諸機関がさらに連携を深め、文化財の資料収集や調査研究を推進するとともに、各諸機関の役割を明確にし、文化遺産を広くカバーできる体制の充実と公開活用を図る。加えて、太宰府天満宮や大宰府関連史跡などさいふまいるの立ち寄り所を回遊する歴史の散歩道のネットワーク強化・魅力向上を図る。特に太宰府市文化ふれあい館・大宰府展示館・太宰府館等は、歴史の散歩道を散策する人々が滞在・休憩できる施設となっており、これらの施設と連携しながら、今後は市民や来訪者がより文化財の存在と価値を認識することができるよう、大宰府関連史跡を中心としたガイダンス施設の整備と史跡解説員など文化財に携わる市民が集える施設を整備し情報発信を図る。

(4) 文化財の周辺環境の保全に関する方針

文化財の価値を保存するためには、文化財単体の保存だけではなく周辺環境と一体的に保全される必要がある。福岡都市圏の開発圧力が高い本市は、文化財の周辺環境の変化がおきやすい状況に置かれており、以前より都市計画法に基づく高度地区の指定による建築物の高さ制限や、市独自要綱による美観地区を設定し建築物の形態・色彩に一定の制限を設けるなど、文化財の周辺環境の保全に取り組んできた。今後も都市計画法や条例などによる取り組みを継続する。また、平成22年(2010)度に策定した景観計画では、特に景観形成を図る必要がある区域を景観育成地区に指定し、太宰府の歴史性を踏まえた建築物の形態や色彩などの基準を設けるなど文化財に配慮した景観の規制誘導策を講じることで文化財の周辺環境の保全を図る。さらに、特別史跡大宰府跡から史跡観世音寺及び子院跡南側の県道筑紫野-太宰府線沿いについて、来訪者の回遊性の向上を目指し、歴史的風致に合致した店舗誘導を行うため歴史的風致維持向上地区計画の導入を図った。しかし、新たな店舗の進出がないため、今後は積極的な誘致を行い、来訪者への利便性向上を図っていく。また、平成29年(2017)に屋外広告物条例を策定し、市内の屋外広告物の適切な管理を指導する。大宰府跡などの史跡地周辺や太宰府天満宮門前については、広告物景観育成地区に定めており、今後も文化財への影響を最小限に留める取り組みを推進する。

歴史的建造物の周辺では修景や緑化を推進し、まち並みの環境保全を行う。さらに、史跡地内にある森林について、史跡の保存を前提に環境整備を進める。また、市内には指定文化財をはじめ多くの文化財が路傍に存在し、それらを繋ぐ歴史の散歩道や太宰府天満宮参道など来訪者の散策に適した道路が存在する。しかし、整備後30年ほど経過し老朽化や劣化が目立つため、その道中にある文化財の顕在化を図りながら散策路の再整備に取り

組んでいく。また、文化財の景観を阻害している防護柵や電柱などの環境整備も行い、本質的な価値と魅力を引き出し、来訪者の回遊性を高める。

(5) 文化財の防災・防犯に関する方針

文化財を取り巻くリスクを把握するための調査を実施し、リスク軽減を図る整備を計画的に取り組む。また、防災・防犯意識を持続的に高めていけるよう、常に新しい視点や情報を取り入れ、普及活動に取り組む。現在毎年1月26日の文化財防火デーに合わせ、九州国立博物館、太宰府天満宮、観世音寺、戒壇院、国分寺などの重要文化財を所有する施設において、筑紫野太宰府消防本部、太宰府消防署、市消防団、市教育委員会が連携し、文化財の管理状況について予防上の査察と指導を行っている。またこれに合わせ、太宰府天満宮では天満宮自衛消防隊と連携し火災訓練を実施している。加えて、参道景観保全地区設定に際し、消防署と連携しながら、参道にある各店舗に対する消防訓練を定期的に実施するなど、歴史的建造物に対する防火・防災意識向上を継続し進めていく。さらに、防災・防犯の対策の大切さを伝える広報活動や防災セミナーを実施し、防災意識向上に努めていく。火災に関しては、所有者や管理者などと連携を図り、万が一の火災発生に迅速に対応できるよう、自動火災報知機や消火設備の設置及び更新を行っていく。

地震災害への対応は、文化財の耐震状況を把握し、耐震対策などを検討する。豪雨や台風などの自然災害が発生した場合には、令和2年(2020)に策定された地域防災計画に基づき対応することを基本とする。事前の予防策として、災害危険箇所の把握と、計画的管理を行うための樹木管理計画を策定し、豪雨や台風の際の地形崩壊の要因となる樹木の伐採を実施する。

また近年、文化財への落書きなど意図的な毀損や、美術工芸品や彫刻、路傍の石仏などの盗難などの行為に対する文化財の防犯対策の必要性が高まっており、警察署などと連携し巡回・点検の強化を図る。

(6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針

文化財の普及啓発に関して、市文化財課や公文書館はもちろん、市内の文化財関係機関である公益財団法人古都大宰府保存協会、太宰府市文化ふれあい館の指定管理者である財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団などで、文化財に関する展示や史跡解説員による案内、体験学習などの普及啓発活動が活発に展開されている。今後も相互で情報提供を行い、市民が文化財に親しむ機会の充実に努める。

また、立場や地域の垣根を越えて広くわかりやすい情報を伝えるために、市のホームページやアプリ、SNSなど情報通信技術を有効活用した情報発信を推進する。さらに、本市の歴史文化への関心を持続させ、リピーターを増やしていけるようきめ細かな情報発信を継続的に取り組んでいく。

歴史文化基本構想の策定の際、文化財の総合的把握の取り組みによる調査が市民ボランティアによって行われた。ボランティアに参加した市民の間には、太宰府の文化財を自ら

発見し育成する気運も見られたが、多くが発見と学習の欲求を満たす場に留まっており、調査から育成へ繋がるような啓発活動を進める必要がある。加えて、太宰府市民遺産の取り組みを続け、文化財を大切に守り育てるという意識が市民に共有され、併せて生きがい発見へ繋げる。今後は文化遺産の保存・活用に関わる市民の活躍を支える仕組み・体制の充実を図る。

また、普及啓発活動として、豊富な文化遺産を活かして、郷土の歴史文化に愛着を持った子供たちを育てる教育や人材を育てる学習機会の充実に取り組む。加えて、現在も教育委員会や財団法人、NPO法人などにより、展示や講座、史跡案内などが行われており、今後もこうした取り組みを推進、支援していくとともに、市民や来訪者への情報提供に努める。

(7) 埋蔵文化財の取扱いに関する方針

文化財保護法に規定される周知の埋蔵文化財包蔵地は市域の約70%に及んでいる。これらは地域の貴重な歴史資料であると同時に、我が国の歴史を語る上でも重要なものである。これら包蔵地は、「遺跡区分図」として公開し、閲覧できるようパンフレットの無料配布や市ホームページでの公開など、周知を行っている。

土地の開発などにあたっては、文化財部局と開発部局が緊密に連携するとともに、福岡県教育委員会や福岡県那珂県土整備事務所などの関係機関とも連携を図る。また、事業者などとの事前協議を十分に行い、現地保存ができるだけ可能となるよう調整を図り、やむを得ず現地保存ができない場合は適切な発掘調査、調査成果の公開、報告書の刊行を速やかに行う。さらに、発掘調査によって保存すべき埋蔵文化財が発見された場合は、文化財指定や土地の買収によって保存を図り、整備・公開することに努める。また、史跡指定地での発掘調査は、主に九州歴史資料館が担っており、その目的を明確にし、大宰府史跡調査研究指導委員会の指導を仰ぎ、現状変更許可など法令を順守し実施する。そして、史跡地内の調査成果は、九州歴史資料館と連携し積極的な公開・普及に取り組む。

(8) 教育委員会の体制と今後の方針

本市の文化財保護担当部署は教育委員会文化財課（現在12名、うち文化財専門職員（専門区分なし）9名）で、保護活用係と調査係の2係で構成されている。保護活用係は文化財保護法や文化財保護条例に関する現状変更や史跡の公有化など、主に指定文化財に関する諸事務を担い、調査係は主に文化財の調査とその普及活動を担っている。平成21年（2009）度には都市整備部都市計画課に景観・歴史のまち推進係（現在3名、うち建築技師1名、文化財専門職員1名（専門区分なし））が設置された。これを契機に教育委員会と市長部局が一体となって景観、環境、観光などの分野で文化財を活かしたまちづくりを推進している。

文化財の審議会である太宰府市文化財専門委員会は、教育委員会の諮問に応じて文化財

の評価と、それらの保存と活用に関する事項について調査審議し答申する。学識経験者9名で構成されており、各専門分野は、歴史学分野3名（古代、中世、近世の専門が各1名）、建築分野1名、美術工芸分野2名、民俗分野1名、考古学分野1名、天然記念物分野1名となっている。今後も文化財の指定や保存活用などについて審議する。

また、史跡に関しては、土地の公有化、管理及び整備計画について適正な計画とその実施を促進することを目的に大宰府史跡対策委員会（以下、対策委員会）を設置している。史跡地地元代表10名と識見を有する者4名の計14名で構成されている。今後も対策委員会を通じて、地元との連携を図りながら、史跡地の公有化や整備を進めて行く。

調査については、埋蔵文化財の緊急調査が多いのが現状であるが、その他の文化財についても、公文書館や財団法人と協力しながら計画的に調査を実施し、偏りのない文化財行政を進めていく。

（9）各種団体の状況及び今後の体制整備の方針

本市には、文化財の保存と活用に関わるまちづくり団体やNPO法人などが存在し、さまざまなテーマで積極的な活動を展開している。今後とも、各種団体の多様な活動の継続を図るため、情報の提供や人材の育成などに協力する。特に伝統文化などについては、現在、「竹の曲保存会」や「木うそ保存会」等が活動しているが、その他の無形の活動についても、太宰府市民遺産の育成に取り組む団体や伝統文化の継承や後継者育成を図るための保存団体の育成を促すことで、市民全体で文化財を支えていく体制の構築に努める。

2 重点区域に関する事項

（1）文化財の保存・活用の現況と今後の具体的な計画

重点区域内には、市内にある国・県・市指定文化財114件のうち112件が所在している。有形文化財が多数を占め、その所有者・管理者は9団体と個人である。民俗文化財は有形3件、無形3件が指定されている。指定文化財は、文化財保護法や福岡県及び太宰府市の文化財保護条例に基づく保護措置が講じられているが、所有者や管理者などと連携のもと修理及び旧状を踏まえた整備を推進する。特に、無形民俗文化財は詳細な記録がないものもあり、保存団体などと連携して記録作成を行い、また、後継者育成の方策や支援を講ずる。史跡については、大宰府跡・宝満山については保存活用計画を策定しており、その計画に基づき保存活用を進める。その他の史跡については、文化庁や福岡県と調整しながら順次保存活用計画の策定を進める。また、歴史の散歩道やさいふまいるの参詣道を中心として、散策路の整備や周辺環境整備を推進することで、個々の文化財を有機的にネットワーク化する。

未指定の文化財は、文化遺産調査ボランティアなどと連携して調査を実施し、必要に応じて文化財指定などの保護措置を講じるほか、指定に至らない文化財も市民遺産の取り組みなどにより保存活用を図る。門前の町屋などの歴史的建造物は、必要に応じて歴史的風

致形成建造物に指定し修理を実施する。また、地域に根付く伝統行事などの無形民俗文化財は、情報提供や人材育成の方策を検討するほか、文化財の保存・活用にかかわる各種団体などと連携して、市民に対する普及啓発を推進する。

<具体的な事業名>

- ・大宰府関連史跡等保存活用計画策定事業（ア－⑥）
 - ・史跡宝満山整備計画策定事業（ア－⑩）
 - ・民俗文化財調査普及事業（ウ－④）
 - ・太宰府発見塾事業（ウ－⑤）
- ※（ ）は第6章に対応

（2）文化財の修理（整備）に関する具体的な計画

文化財の保存修理は、文化財の価値を損なわないために損傷状況の詳細な調査を行った上で、文化財の価値を明確にし、履歴に基づいた修理（整備）を行い文化財の価値の維持を図る。特に天満宮門前に残る伝統的な建造物や社寺などは、傷みが進行しているものも見受けられるため、所有者や管理者などと修理や公開に関する協議が整ったものについて、歴史的風致形成建造物の指定を行い、保存修理を実施する。

現状を変更する事業の実施については、文化財保護法、福岡県文化財保護条例、太宰府市文化財保護条例により現状変更許可申請を行い、それぞれの許可権者の許可を受けて実施する。特に、大宰府関連史跡については、文化庁や福岡県教育委員会などの関係機関と連携し、大宰府史跡調査研究指導委員会、大宰府史跡整備指導委員会の指導のもと、修理や整備を実施していく。

<具体的な事業名>

- ・歴史的風致形成建造物保存修理事業（ア－①）
 - ・歴史的建造物調査事業（ア－②）
 - ・観世音寺鐘楼保存修理事業（ア－③）
 - ・大宰府関連史跡整備事業（ア－④）
 - ・特別史跡水城跡保存修理整備事業（ア－⑦）
- ※（ ）は第6章に対応

（3）文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画

重点区域には、水城館、大宰府展示館、太宰府市文化ふれあい館があり、文化財のガイドダンス施設としての役割を一部担っている。しかし、水城館と大宰府展示館は、便益施設や遺構覆屋が主な役割のため解説スペースは狭い。文化ふれあい館については生涯学習施設としての役割も担っていることから、常に充実した文化財解説が行われているわけではない。よって、広大な面積を占める大宰府史跡群の存在と価値を理解し学習できるようなガイドダンス施設の整備を図る。さらに史跡解説員など文化財に関わる市民が集い交流し、文化財を支える人々のネットワークの拠点となるような交流施設の整備を検討する。

<具体的な事業名>

・大宰府跡ガイダンス施設等整備事業（イ－⑱）

・都府楼交流施設整備事業（イ－⑲）

※（ ）は第6章に対応

（4）文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画

重点区域には、都市計画法に基づく用途と高さ制限や景観法に基づく景観計画、そして屋外広告物法に基づく屋外広告物条例があり、現状の取り組みを継続していく。

歴史的建造物の周辺では修景や緑化の助成事業を推進し、まち並みの環境保全を図る。さらに、本市の歴史的風致の重要な要素のひとつである四王寺山や宝満山については、山中の放置林や竹林などを伐採し、適切な森の整理を進めると同時にその森を維持管理する仕組みや体制づくりを検討していく。また、重点区域には太宰府天満宮参道や文化財をつなぐ歴史の散歩道などの散策路や解説広場があり、解説板やベンチなども設置されている。しかし、それぞれ整備後30年ほど経過し、老朽化や劣化が目立ってきており、歴史的風致の向上に繋がる改善を図ると共に多様化・国際化にも適するように保存活用計画に基づき再整備を実施する。さらに、文化財の顕在化と散策者の回遊性を高めるため、広場や梅林などの環境整備と既存施設等の環境改善による魅力向上を図る。

<具体的な事業名>

・大宰府関連史跡環境整備事業（ア－⑤）

・特別史跡水城跡環境整備事業（ア－⑧）

・特別史跡大野城跡環境整備事業（ア－⑨）

・歴史の散歩道環境整備事業（イ－①）

・太宰府天満宮参道環境改善事業（イ－②）

・小鳥居小路周辺環境改善事業（イ－③）

・朱雀大路修景整備事業（イ－④）

・日田街道修景整備事業（イ－⑤）

・日吉神社通路環境整備事業（イ－⑥）

・歴史的市街地の修景推進事業（イ－⑦）

・歴史的市街地の緑化推進事業（イ－⑧）

・四王寺山周辺環境整備事業（イ－⑨）

・大宰府関連史跡、史跡宝満山のサイン整備事業（イ－⑩）

・さいふまいの風景地環境整備事業（イ－⑪）

・金掛け梅公園整備事業（イ－⑫）

・苧萱の関跡環境整備事業（イ－⑬）

・朱雀大路解説広場整備事業（イ－⑭）

・筑前国分尼寺跡解説広場整備事業（イ－⑮）

・御笠団印出土地解説広場整備事業（イ－⑯）

・小町広場環境整備事業（イ－⑰）

※（ ）は第6章に対応

(5) 文化財の防災・防犯に関する具体的な計画

重点区域内にある文化財所蔵施設では、毎年1月26日の文化財防火デーに合わせ、筑紫野太宰府消防本部、太宰府消防署、市消防団、市教育委員会が連携し、文化財の管理状況について予防上の査察と指導を行っている。今後もこれらを継続するとともに、所有者・管理者とともに自動火災報知機や防犯警備システムの整備に努め、また盗難などに対する情報共有など、所有者・管理者と警察署、関係機関、教育委員会との連携を図る。

重点区域の史跡地内に近年突発的に起こる豪雨や台風における土砂災害危険地域が存在しており、文化財を取り巻く危険個所の調査及び計画（国土強靱化計画等）を策定し、防災工事を実施していく。また、土砂災害の誘因となる大木など森林に関する管理計画を作成し、災害防止を目的とした樹木管理を実施していく。

また、木造建築物が連続する門前のまち並みは、火災などによる重大な被害も懸念されることから、定期的な点検や防災訓練を実施し、防災意識の向上に努める。

(6) 文化財の保存・活用の普及・啓発に関する具体的な計画

重点区域内に豊富にある文化財とその調査情報を市民に還元するため、歴史系展示を継続して実施し、シンポジウム等の企画を実施するなど情報発信に取り組んでいく。また、発掘調査や建造物修理現場の説明会を積極的に実施し、市民が文化財に対して理解を深める機会の創出に努める。また、文化財や調査情報を活かしたこれらの取組みが、市民の生涯学習だけに留まらず、歴史的風致やまちづくりの理解に繋がるよう関係部局と連携する。

さらに重点区域内には、大宰府展示館、水城館、太宰府市文化ふれあい館などの文化財関連施設があり、財団法人により展示や体験学習などの普及啓発活動が活発に行われているため、今後も各団体と連携し文化財の普及啓発の取組みを実施する。また、重点地域内の史跡や文化財関連施設で、来訪者に対し文化財や歴史の解説を行っている史跡解説員、NPO法人などの市民・民間団体に、文化財の情報を提供するなどの支援を行いながら文化財の価値の普及・啓発を図る。さらに文化遺産の保存・活用に関わる市民の活躍を支える仕組み・体制の充実を図る。また、かつて文化遺産調査ボランティアと実施した文化財の総合的把握の取組みを再開し、文化財の調査から文化遺産に関わる人材育成へつながるような取組みを行う。また、伝統行事などの伝統文化の担い手の発掘・育成を見据え、子供の頃から地元の文化財に対する理解と愛着を深めるため、現在も行っている市内の小・中学校への出前授業の取組みを継続する。さらに子供向けの学習プログラムや冊子の作成を検討し、文化財に関わる機会のさらなる拡大に努める。

<具体的な事業名>

- ・民俗文化財調査普及事業（ウ－④）
 - ・太宰府発見塾事業（ウ－⑤）
 - ・太宰府の絵師関係資料調査普及事業（ウ－⑥）
- ※（ ）は第6章に対応

(7) 埋蔵文化財の取扱いに関する具体的な計画

重点区域は、国分台・水城台・水城ヶ丘を除いた全域が埋蔵文化財包蔵地となっている。埋蔵文化財包蔵地では埋蔵文化財を破壊することのないよう地権者に周知しつつ、開発などにおいても事前協議を行い、設計変更などでできるだけ埋蔵文化財の現地保存を図り、やむなく保存ができない場合については発掘調査を実施する。

史跡は保存することを前提に、現状の変更は厳しく規制されており、今後も市街地と一体となった史跡の環境を維持する。また水城跡、大宰府跡、筑前国分寺跡、大野城跡については、史跡指定地の拡張を計画的に推進すると共に、調査については、九州歴史資料館と協議し、その後の保存活用を見据えながら計画的に実施していく。

なお、歴史的風致の維持向上を図るため事業を実施する際には、埋蔵文化財の保存に万全を期する。

(8) 各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的な計画

全市の方針で示した活動団体のほとんどが重点区域において、文化財の保存・活用に資する活動を展開している。今後も、各団体が文化財の保存活用に主体的に関わっていけるよう、必要な情報提供などの支援を行うとともに、団体間の交流を深める行事などを開催し、各団体や行政が緊密に連携した体制を構築し、活動の活性化を図る。

そして、市域を舞台に多くの市民が、身近な文化財の維持管理や来訪者向け案内などを行っている。今後も文化財を支える市民の育成に努め、彼らのネットワーク形成、情報共有の場としての施設整備を図り、史跡の保護と継承に関わる市民力の拡大を図る。

また、太宰府市民遺産の育成を担う活動団体に対して、育成プランを推進するために必要な支援を講じるとともに、歴史的風致を形成する四王寺山並びに宝満山の緑の適切な管理を担う団体の育成とその仕組みづくりや、門前において歴史的建造物の所有者などによる歴史的市街地を活用したまちづくりを担うグループの育成を図るなど、新たな活動の展開を促していく。

<具体的な事業名>

- ・四王寺山の環境保存活用事業（ウ－①）
- ・門前町並み保存活用事業（ウ－②）
- ・太宰府市民遺産育成支援事業（ウ－③）

※（ ）は第6章に対応